

ダイワファンドラッププレミアムサービス約款（個人用） 新旧対照表

（下線部分改正）

現行	改正
<p>ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>サービス約款（個人用）</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第1条 この約款は、大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が第2章所定のダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>のサービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客様（以下、「申込者」といいます。）に提供することに関し、申込者と当社との間で本サービスの内容及びこれに関連する事項を定めるものです。</p> <p>（本サービスの申込み）</p> <p>第2条 （略）</p> <p>2. 申込者は、当該申込者においてダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>投資一任契約書（以下、「本契約書」といいます。）及び当社が必要と認めるすべての書類に必要事項を記載し署名、捺印のうえ、当該書類を当社が指定する取扱店に提出し、それを当社が受理しなければ、本サービスの申込みを行うことができないものとします。</p> <p>3. （略）</p> <p>（1）<u>主口座（申込者が当社に開設されている総合取引口座であり、契約資産〔この約款に基づく運用サービスの利用を目的とした申込者からの預り資産をいいます。〕をお預かりし、また契約資産への振替を行う金銭を保管する口座をいいます。）のお届出印と本契約書の捺印が同一のものであること。</u></p> <p>（2）～（6） （略）</p> <p>4. （略）</p> <p>（金銭の繰入）</p> <p>第5条 申込者による本サービスの契約資産への金銭の繰入は、当社が定める日に、主口座内での金銭から契約資産への振替により行われるものとします。</p> <p>（ダイワファンドラップ<u>プレミアム</u>Webサービス）</p> <p>第8条 申込者が、主口座に関するオンライントレードの利用申込み手続を完了している場合、当社は申込者に対してオンライントレードに加えて、インターネットを利用した本サービスにおける残高情報、有価証券等の取引経過、その他当社が定める事項に</p>	<p>ダイワファンドラップサービス約款（個人用）</p> <p>（約款の趣旨）</p> <p>第1条 この約款は、大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）が第2章所定のダイワファンドラップのサービス（以下、「本サービス」といいます。）をお客様（以下、「申込者」といいます。）に提供することに関し、申込者と当社との間で本サービスの内容及びこれに関連する事項を定めるものです。</p> <p>（本サービスの申込み）</p> <p>第2条 （現行どおり）</p> <p>2. 申込者は、当該申込者においてダイワファンドラップ投資一任契約書（以下、「本契約書」といいます。）に関する当社所定の手続きを行い、それを当社が受理しなければ、本サービスの申込みを行うことができないものとします。</p> <p>3. （現行どおり） <u>削 除</u></p> <p>（1）～（5） （現行どおり）</p> <p>4. （現行どおり）</p> <p>（金銭の繰入）</p> <p>第5条 申込者による本サービスの契約資産<u>（この約款に基づく投資運用サービスの利用を目的とした申込者からの預り資産をいいます。以下同じ。）</u>への金銭の繰入は、当社が定める日に、主口座（申込者が当社に開設されている総合取引口座であり、契約資産をお預りし、また契約資産への振替を行う金銭を保管する口座をいいます。以下同じ。）内での金銭から契約資産への振替により行われるものとします。</p> <p>（ダイワファンドラップWebサービス）</p> <p>第8条 申込者が、主口座に関するオンライントレードの利用申込み手続を完了している場合、当社は申込者に対してオンライントレードに加えて、インターネットを利用した本サービスにおける残高情報、有価証券等の取引経過、その他当社が定める事項に</p>

現行	改正
<p>関する情報提供（この約款において「ダイワファンドラッププレミアムWebサービス」と総称します。）を提供します。</p> <p>2. 次に掲げる各事項のいずれかに該当する場合、ダイワファンドラッププレミアムWebサービスの提供は終了するものとします。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) 前2号のほか、やむを得ない事由により、当社がダイワファンドラッププレミアムWebサービスの提供を相当でないと判断した場合。</p> <p>(電子交付サービス)</p> <p>第9条 申込者が主口座において、「報告書等電子交付の一括申込み」を申込まれている場合、本サービスにおける金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則等において規定されている書面、及び当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ダイワファンドラッププレミアムWebサービス認証内画面上に掲げる書面について、ダイワファンドラッププレミアムWebサービス上で電子交付を行います。</p> <p>2. (略)</p> <p>(ダイワファンドラッププレミアム特定口座サービス)</p> <p>第10条 当社は、申込者が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の3第1項及び第2項に規定する特定口座（以下、「特定口座」といいます。）において、本サービスにおいて保有する上場株式等残高を特定口座の対象とするサービス（以上を総称して「ダイワファンドラッププレミアム特定口座サービス」といいます。）を提供します。</p> <p>2. (略)</p> <p>3. 申込者が特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款に基づき、当社に対し、主口座において特定口座開設届出書を提出し、特定口座を開設している場合に限り、ダイワファンドラッププレミアム特定口座サービスを利用することができます。</p> <p>4. (略)</p> <p>5. 本サービスにおける上場株式等の譲渡による所得区分については、雑所得として取り扱うものとし、ダイワファンドラッププレミアム・フィー（投資顧問料、取引等管理手数料）については、特定口座における所得金額の計算において、関係法令等に定める取得費等への算入を行います。</p> <p>6. 次の各号のいずれかに該当したときは、ダイワファンドラッププレミアム特定口座サービスの提供を終了します。</p>	<p>関する情報提供（この約款において「ダイワファンドラップWebサービス」と総称します。）を提供します。</p> <p>2. 次に掲げる各事項のいずれかに該当する場合、ダイワファンドラップWebサービスの提供は終了するものとします。</p> <p>(1)～(2) (現行どおり)</p> <p>(3) 前2号のほか、やむを得ない事由により、当社がダイワファンドラップWebサービスの提供を相当でないと判断した場合。</p> <p>(電子交付サービス)</p> <p>第9条 申込者が主口座において、「報告書等電子交付の一括申込み」を申込まれている場合、本サービスにおける金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則等において規定されている書面、及び当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社ダイワファンドラップWebサービス認証内画面上に掲げる書面について、ダイワファンドラップWebサービス上で電子交付を行います。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(ダイワファンドラップ特定口座サービス)</p> <p>第10条 当社は、申込者が当社に設定する租税特別措置法第37条の11の3第1項及び第2項に規定する特定口座（以下、「特定口座」といいます。）において、本サービスにおいて保有する上場株式等残高を特定口座の対象とするサービス（以上を総称して「ダイワファンドラップ特定口座サービス」といいます。）を提供します。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. 申込者が特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款に基づき、当社に対し、主口座において特定口座開設届出書を提出し、特定口座を開設している場合に限り、ダイワファンドラップ特定口座サービスを利用することができます。</p> <p>4. (現行どおり)</p> <p>5. 本サービスにおける上場株式等の譲渡による所得区分については、雑所得として取り扱うものとし、ダイワファンドラップ・フィー（投資顧問料、取引等管理手数料）については、特定口座における所得金額の計算において、関係法令等に定める取得費等への算入を行います。</p> <p>6. 次の各号のいずれかに該当したときは、ダイワファンドラップ特定口座サービスの提供を終了します。</p>

現行	改正
<p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 前各号のほか、<u>ダイワファンドラッププレミアム</u>特定口座サービスを終了することが適当と認められる事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し<u>ダイワファンドラッププレミアム</u>特定口座サービス終了の申出をしたとき。</p> <p>(届出事項の変更等)</p> <p>第14条 申込者は、当社への届出事項に変更が生じた場合には、当該届出事項につき、遅滞なく、当社所定の手続き及び書面により届け出なければならないものとします。</p> <p>2. 前項の届出の際、申込者は、<u>前項の書面のほか</u>、当社が必要と認める書類を提出しなければならないものとします。</p> <p>3. (略)</p> <p>(免責)</p> <p>第15条 当社の故意又は重大な過失により生じた損害を除き、当社がこの約款又は本契約書に反する行為を行った結果申込者に生じた損害について、当社は、当社が申込者から過去1年間に受領した<u>ダイワファンドラッププレミアム・フィー</u>の額を限度として、責任を負うものとします。</p> <p>2. (略)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第19条 <u>当社は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めた場合には、当社は、各申込者に通知をすることなくこの約款を変更することができます。ただし当社は、その内容の重要性によっては、各申込者にかかる変更内容を通知し、又は公表するものとします。</u></p> <p>附則 この約款は、<u>平成28年9月6日</u>より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	<p>(1)～(4) (現行どおり)</p> <p>(5) 前各号のほか、<u>ダイワファンドラップ</u>特定口座サービスを終了することが適当と認められる事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し<u>ダイワファンドラップ</u>特定口座サービス終了の申出をしたとき。</p> <p>(届出事項の変更等)</p> <p>第14条 申込者は、当社への届出事項に変更が生じた場合には、当該届出事項につき、遅滞なく、当社所定の手続きにより届け出なければならないものとします。</p> <p>2. 前項の届出の際、申込者は当社が必要と認める書類を提出しなければならないものとします。</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(免責)</p> <p>第15条 当社の故意又は重大な過失により生じた損害を除き、当社がこの約款又は本契約書に反する行為を行った結果申込者に生じた損害について、当社は、当社が申込者から過去1年間に受領した<u>ダイワファンドラップ・フィー</u>の額を限度として、責任を負うものとします。</p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>(約款の変更)</p> <p>第19条 <u>この約款は、法令の変更、日本証券業協会、金融商品取引所の諸規則及びガイドライン等の変更並びに監督官庁の指示その他の事由により当社が必要又は適切と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。</u></p> <p>附則 この約款は、<u>2020年8月11日</u>より適用されま</p> <p style="text-align: right;">以上</p>